
平成28年 第1回(定例)須恵町議会会議録(第4日)

平成28年3月18日(金曜日)

議事日程(第4号)

平成28年3月18日 午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第16号 行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第17号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第18号 須恵町職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第19号 須恵町政治倫理条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第20号 須恵町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第21号 須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第22号 須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第23号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第24号 須恵町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第25号 須恵町乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第26号 須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第27号 須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第28号 須恵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第29号 平成28年度須恵町一般会計予算の提出について
- 日程第15 議案第30号 平成28年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
- 日程第16 議案第31号 平成28年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
- 日程第17 議案第32号 平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について
- 日程第18 議案第33号 平成28年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について
- 日程第19 議案第34号 平成28年度須恵町水道事業会計予算の提出について
- 日程第20 委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 16 号 行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 17 号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 18 号 須恵町職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 19 号 須恵町政治倫理条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 20 号 須恵町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 21 号 須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 22 号 須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 23 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 24 号 須恵町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 25 号 須恵町乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 26 号 須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 27 号 須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 28 号 須恵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 29 号 平成28年度須恵町一般会計予算の提出について
- 日程第 15 議案第 30 号 平成28年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
- 日程第 16 議案第 31 号 平成28年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
- 日程第 17 議案第 32 号 平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について
- 日程第 18 議案第 33 号 平成28年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について
- 日程第 19 議案第 34 号 平成28年度須恵町水道事業会計予算の提出について
委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 20

出席議員(14名)

| | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 児玉求 | 2番 | 世利孝志 |
| 3番 | 白水勝元 | 5番 | 三角栄重 |
| 6番 | 田ノ上真 | 7番 | 松山力弥 |
| 8番 | 猪谷繁幸 | 9番 | 田原重美 |
| 10番 | 合屋伸好 | 11番 | 原野敏彦 |
| 12番 | 三上政義 | 13番 | 柴田真人 |
| 14番 | 今村桂子 | 15番 | 三角良人 |

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

| | | | |
|----|------|----|-----|
| 局長 | 吉松良徳 | 係長 | 白水誠 |
|----|------|----|-----|

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------|-------|----------|-------|
| 町長 | 中嶋裕史 | 副町長 | 平松秀一 |
| 教育長 | 安河内文彦 | 理事(事業統括) | 欠席 |
| 理事(会計管理者) | 稻永修司 | 総務課長 | 今泉俊裕 |
| まちづくり課長 | 櫻木幹夫 | 住民課長 | 満行誠 |
| 税務課長 | 梅野猛 | 健康福祉課長 | 小林はづみ |
| 都市整備課長 | 安河内久人 | 地域振興課長 | 安河内隆 |
| 上下水道課長 | 石井浩二 | 子ども教育課長 | 御手洗文生 |
| 社会教育課長 | 川津政文 | 税務課参事 | 甲能裕和 |
| 総務課課長補佐 | 平山幸治 | 監査委員 | 百田清二 |

午前10時00分開議

○議長（三角 良人） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

ここで、安川理事より欠席の届け出が出ておりますので、御報告します。

これより議事に入ります。

ここで一括議題についてお諮りします。議案第29号から議案第34号は、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第1. 議案第16号

○議長（三角 良人） 日程第1、議案第16号行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） おはようございます。それでは、委員会の報告をさせていただきます。

議案第16号行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書38ページでございます。

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が施行されることに伴い、当該条例を制定する必要が生じたもので、7本の関係条例の整備、その他の所要の改正を行うものです。

議案書46ページでございます。新旧対照表をお願いします。

第1条関係は、須恵町行政手続条例の一部改正です。この条では法の条文に倣って用語の改正です。それから異議申立手続が廃止されています。

議案書47ページから52ページをお願いします。

第2条関係は、須恵町情報公開条例の一部改正。第3条関係は、須恵町個人情報保護条例の一部改正です。第2条から第3条関係、いずれも法の条文の表現に倣い、不服申し立てを審査請求に改正する等の用語の改正を行い、審査請求できる期間を60日から3カ月としております。

また、審査請求について、行政不服審査法の審理制度を適用しない等の手続概要を定めるとともに、第三者機関への諮詢手続概要について、所要の整備改正を行うものです。

53ページから55ページでございます。

第4条関係は、須恵町情報公開、個人情報保護審査会条例の一部改正です。この条でも法の条

文の表現に倣って用語の改正、それから「行政不服審査法に基づく第三者機関としての事務」を須恵町情報公開個人情報保護審査会の所要事務、第2条に追加するものとし、所要の整備改正を行うものです。

5 6ページでございます。

第5条関係は、須恵町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正です。この条も法の条文の表現に倣って用語の改正で「不服申立て」とあるのを「審査請求」と改めるものです。

5 7ページ、第6条関係は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正です。この条では、改正前の行政不服審査法「第14条または第45条」とあるのを、改正後は「第18条第1項本文を引用する」という引用箇所の改正です。

5 8ページ、第7条関係は、須恵町固定資産評価審査委員会条例の一部改正です。この条では、条文の引用箇所の改正、それから審査申出書や弁明書並びに決定書の記載事項の整理を行ったものです。

4 4ページに戻っていただきまして、附則、第1項、施行期日、この条例は平成28年4月1日から施行する。附則、第2項、第3項及び第4項では、それぞれ経過措置を定めています。

質疑でございますが、審査請求ができる期間が60日から3カ月に日数表記から月数表記にかわったのはなぜかの質疑に、月により日数が違うため、日数の場合、數えなくてはならないが、月の表記にするとよりわかりやすく明確にするためとの回答でございました。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第16号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第16号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第16号行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第17号

○議長（三角 良人） 日程第2、議案第17号地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第17号地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部

を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書60ページでございます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、当該条例を制定する必要が生じたものです。

5本の関係条例の整理、その他所要の改正を行うものです。

63ページ、新旧対照表です。

第1条関係は、須恵町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正です。

第2条第2項第3号で、「条件附採用」附の漢字を法の改正に倣って改めるものです。それから、改正前「次に掲げる団体」とあるが、1団体のため、改正後本文に溶け込ましたものです。

64ページでございます。第2条関係は、須恵町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正です。報告事項に「人事評価の状況」「給与に関する状況」「退職管理の状況」を追加し、「勤務成績の評定」を削るものでした。

65ページ、第3条関係は、須恵町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正です。「勤務評定」を「人事評価」に改めるものです。

66ページでございます。第4条関係は、須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正です。ここで、地方公務員法第24条第2項が削られたことによる項の繰り上げで、第6項が第5項に改められております。それから、条例番号の移動を行っております。

67ページ、第5条関係は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正です。先ほどと同じ引用条例の項の繰り上げで、6項を5項に、それから職務分類表の改正で、存在しない「主査」を削り、7級制の廃止に伴う7級の行の削除、それから級ごとに重複しない職務名に改めております。

62ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

質疑でございますが、職務分類表で重複しない職務名に改めたとあったが、どう違うのかの質疑に、改正前は1級にも2級にも主事とあったが、改正後は1級の主事と2級の主事の違いをわかりやすく、1級の主事は定型的な業務を行う主事、2級は本来の職務を行う主事と明確にしたとの回答です。

また、職員の休日出勤に対する措置はどうなっているのかの質疑に、振替勤務で対応しているとのことでした。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決しております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあり

ませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第17号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第17号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第17号地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3. 議案第18号

○議長（三角 良人） 日程第3、議案第18号須恵町職員の退職管理に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第18号須恵町職員の退職管理に関する条例の制定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書68ページでございます。

地方公務員法の一部改正が施行されることに伴い、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるため、当該条例を制定する必要が生じたものでございます。

69ページでございます。第1条の趣旨では、改正後の法律第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づく、働きかけ、規制及び再就職情報の届け出の義務に関し必要な事項を定めるものです。

第2条は、再就職者による依頼等の規制で、離職後に営利企業等に再就職した理事、課長等であった者は、離職前5年間に在籍していた執行機関の組織の職員に対し、契約等事務について、離職後2年間は離職前5年間の職務上の行為をする、またはしないように要求や依頼（働きかけ）をすることを禁止することを定めております。

第3条は、任命権者への届け出で、理事または課長であった者は、離職後2年間は法人その他の団体の地位につき報酬を得る場合、または営利企業の地位についていた場合は、再就職の情報を離職した職の任命権者への届け出がなければならないことを定めております。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものです。

質疑といたしまして、一部事務組合に再就職した場合、該当するのかという質疑に対しましては、一部事務組合は特別地方公共団体に当たるため、この条例の適用はないとの回答でございました。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第18号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第18号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第18号須恵町職員の退職管理に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4. 議案第19号

○議長（三角 良人） 日程第4、議案第19号須恵町政治倫理条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第19号須恵町政治倫理条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書70ページでございます。

須恵町政治倫理条例5条に規定する資産及び所得等報告書の作成及び提出の適用を受ける者を須恵町町長及び須恵町議会議員とするため、当該条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

72から75ページでございます。

「町長等及び議員」とあるのを「町長及び議員」に改め、副町長及び教育長の資産及び所得等報告書の提出義務を外すものです。

それから、所要の整備で「その報告書」とあるのを「当該報告書」に、「提出期限」とあるのを「作成期限」に改めるものです。

71ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものです。

質疑といたしまして、町の三役であるため、今までどおり報告するのでいいのではないかとの質疑に、政治倫理条例であり、公職選挙法による選挙によって選ばれていない副町長及び教育長は、政治家ではなく必要はないのではないかとの回答です。

また、制定の経過は、平成5年より特別委員会を設置し十分な審議を重ね、平成6年議会立案により素案を町に提出している。それを受け、町は政治倫理条例制定研究委員会を設置し、同委

員会より素案に対する答申を得ており、それらを踏まえて議決しているが、改正の必要があるのかとの質疑に、政治倫理条例研究委員会では、九州大学の斎藤教授のアドバイスにより特別職を含んだ条例としたが、現状、近隣市町の古賀市、宇美町、志免町では、今回改正案と同様の条例であるとの回答でございました。

副町長、教育長においては、備品購入等に関わる口添えや金品の授受等の可能性は否めないため、潔白をするためにも改正すべきではないのではないかとの質疑に、今回の改正案では、所得と資産報告を除外することとしているが、そのほかの金品授受の禁止、町職員採用に関する推薦、紹介の禁止等は残している。なお、古賀市や宇美町においては、それすら条例から除外しているとの回答でございました。

また、提出している報告書は審査しているのかの質疑に、5月末までに提出された報告書を6月に政治倫理審査会を開催し審議しているとのことでございます。今回の改正案について審査会で協議がなされたのかの質疑に、3月2日に政治倫理委員会で説明し了承を得ているとのことです。そして反対討論もありました。

以上、採決の結果、委員会賛成多数で可決しております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。田ノ上議員。

○議員（6番 田ノ上 真） ただいまの松山委員長の報告は、多岐にわたる要点がよく整理され、活発かつ慎重な審議がなされたことと拝察します。その上で数点の質疑を行いたいものです。

まず、改正の必要性として近隣市町の動向に合わせることが理由なのかということです。古賀市、宇美町、志免町の条例に合わせる必要性について伺います。

続きまして、副町長、教育長は政治家ではないので資産等報告を除外することですが、条例の第1条は「町民全体の奉仕者として」とございます。その後ろに「必要な措置を定める」とあります。禁止規定は残しているとのことです、「第1条に必要な措置を定める」とは、第5条の「資産等報告」であることは明らかです。これを除くと、第1条の改正も必要になると思いますが、いかがでしょうか。

次に、3月2日に政治倫理審査会を開いたとの報告でしたが、この日は、当初本会議の日です。審査会を何時から開いたかはともかく、了承を受けられなかった場合は想定していたのでしょうか。想定していなかったとすれば、結論ありきの形式上の審査会です。審査の名に値するのかという問題になります。了承を得られない想定もしていたとすれば、なぜ議案の印刷配付後に、しかも議会の当日に開いたのでしょうか、なぜ丁寧にできないのか。そもそも、なぜ議運の前に審査会を開かなかったのでしょうか、お伺いします。

○議長（三角 良人） 松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 委員会では、先ほど私が報告したとおりでございまして、後のほうの3月2日の当初本会議につきましては、委員会では、そこまで細かく詳細に審査しておりませんので、執行部の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（三角 良人） 今泉総務課長。

○総務課長（今泉 俊裕） まず、政治倫理審査会を開いて了承を得たというところの言い回しでございますが、実際には、4ヶ月に1回、3月、6月、9月、12月の各1日付をもって選挙人名簿の登録を行っております。その選挙人名簿の登録によって、次の2日の日に選挙管理委員会を開くわけでございます。

実際には、この3月2日というのは、3月の定時登録のための選挙管理委員会を開いたわけでございます。で、政治倫理審査会というのが、この選挙管理委員さんと構成がイコールでございますので、その中で、選挙管理委員会の終了後説明をさせていただきました。

この政治倫理審査会において、本条例の了承を得ると申しますか、そういった手続につきましては、別に必要ございませんし、条例改正につきましては、本議会で審議議決されるものでございます。

了承を得たと申しますか、説明をして御理解をいただいたということで、政治倫理審査会においては意見を述べられるとか、多数決をとるとか、そういうふうな議事はやってございません。

以上でございます。あくまでも、この条例改正でございますので、本議会での議決が最終でございます。政治倫理審査会での了承は、この条例改正の必要要件ではございません。

以上でございます。

○議長（三角 良人） ようございます。それも答える、他町の動向についての話を、そしたら。

○総務課長（今泉 俊裕） 古賀市、宇美町、志免町の動向ということでございますが、古賀、宇美、志免につきましても、当初からの条例で最近になりましてこれを改正したわけではございません。

ですから、そういった主張につきましては、当初の条例からそういうことでございまして、それに今回須恵町も合わせるという形をとらしていただいておるわけでございます。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 町長、ございます。中嶋町長。

（中嶋町長） 古賀とか志免は、当初の議案を立ち上げるときから、副町長とか教育長というのは、提出の義務がないということでできておったということで、そこがしつづからうちに合わせたということじゃなくて、うちもいろいろと審議した結果、いわゆる、もう公務員である以上地公法の適用があるわけでございまして、いろんな面では制約を受けるわけでございますし、ただ、政治として、出るからには資産の公開をしなければならないということについては、選挙に

出るわけじゃございませんので、資産の公開は必要ないんじゃないかということで、たまたま古賀とか宇美とかと同じような形のものの提案させてもらったということでございます。

○議長（三角 良人） ほかに質疑。——よろしいですか。これにて質疑を終結します。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。白水議員。

○議員（3番 白水 勝元） 副町長、教育長の権限は非常に大きいと思います。選挙で選ばれてないとおっしゃっていますけども、町長が指名し議会で承認するちゅうことで、間接的に選挙で選ばれたのではないかというふうに考えています。

あと、健全な民主主義を保つためには、情報公開が必要であります。副町長、教育長を除外するということは、情報公開の範囲を狭くするということになりますので、私は、この執行部の提案に反対いたします。

○議長（三角 良人） 賛成の方。三角議員。

○議員（5番 三角 栄重） 今、白水議員が言わされたように、いろいろなことはあると思いますけど、私は、あくまでも町長の責任で副町長なり教育長を選んでると思うんです。いろんな利益関係があったにしても、もしそういうことが起こった場合には、町長が責任とらざるを得ないと思うんです。そして、恐らく町長選とか何とかいう形になるでしょうから、私は、基本的に言って、選挙で選ばれてなけりやそれで外しても僕は構わないと思うし、これから先の執行部は、町長が副町長、教育長を選んで議員が了解してるわけですから、間接的と言われるかもしれないけど、僕はそこは抜きにして、この案には僕は賛成したいと思っています。

○議長（三角 良人） 反対、田ノ上議員。

○議員（6番 田ノ上 真） お二人の意見も貴重なものでございますが、私はまた違う観点からの反対の討論となります。

私は、この議案は、全員賛成かそれに近い形でなければ改正の値打ちがないのではないかと思っております。なぜかならば、制定時の議論を尊重したいからです。

この条例は、議事録によりますと、平成6年9月議会において、当時の3常任委員会に付託され、3委員会とも全員賛成の可決をもって成立しました。議長は、吉松哲一氏、3委員長はそれぞれ竹森幸男氏、山内 稔氏、百田一三氏です。竹森委員長の報告によると、政治倫理特別委員会だけでも8回、さらに全員協議会で3回議論して練り上げ、それをさらに、町執行部が民間有識者に委託してさらに議論していただき、その上に検討してでき上がった条例であり、もう言うことはないというものでした。

これに先立つ町長報告において、当時の吉松昭幸町長によると「議長、副議長より議会の意向として、議員だけでなく4役を条例の対象者に含み、条例を制定していただきたいとの申し出」とあり、続いて「町民の信頼に応え、公正で開かれた民主的町政を行うためには、町長、助役、

収入役、教育長及び町会議員を対象とした政治倫理条例の制定を行うべき」と報告しておられます。議長、副議長から、あえて申し入れがあったということは、須恵の町政を鑑みて合理性のある規定ではなかったのではないかと思うものです。

この条例の制定の経過を尊重し、先人に学んでいくならば、少なくとも数回の議論に付し、もう言うことはないとの結論を出さないことには、汗を流してきた先輩諸氏に対して非礼になるのではないかと懸念するものです。これで町民の納得と賛同を得るのは難しいと思います。

一方、私としましては、この条例の改正自体を否定するものではありません。須恵町の歴代執行部は、その見識、能力、人格において傑出してなお抜群であると、他町に対して自負するものです。

そういう意味では、本来条例自体が必要ないという議論もあったことでしょう。本議案において、副町長、教育長を資産等報告から除くことで、より一層町長の政治的責任を明確にしていくということは、リーダーシップを發揮していく今の時代にふさわしい改正ともいえます。

しかしながら、議論の不足を痛感します。必要な改正ならば、いま一度丁寧な議論を積み上げ、もう言うことはないという納得の結論を出さないことには、最初に申し上げたように改正の値打ちがありません。

以上の理由で、残念ながら、この第19号議案に反対するものです。

○議長（三角 良人） 賛成の方。——これにて討論を終結します。よって、議案第19号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第19号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（三角 良人） 起立少数であります。よって、議案第19号須恵町政治倫理条例の一部を改正する条例は、賛成少数で否決されました。

日程第5. 議案第20号

○議長（三角 良人） 日程第5、議案第20号須恵町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。田ノ上委員長。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第20号須恵町印鑑条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書76ページをお開きください。

提案理由として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、個人番号カードを利用し、多機能端末機において印鑑登録証明書の交付を受けるこ

とができるようにするため、当該条例の一部を改正する必要が生じたことによるものです。

これは、平成28年4月1日から施行予定の個人番号カードを利用した多機能端末による印鑑登録証明書の交付サービスを、コンビニにおいては複合サービス機、役場庁舎においては、1階に設置予定の自動交付機を用いて受けることができるようとするための改正です。

78ページの新旧対照表をごらんください。第14条2項の「前条」を「前項」に改め、第3項と4項を加えます。

文教厚生委員会、賛成多数で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第20号について採決に入れます。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第20号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第20号須恵町印鑑条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6. 議案第21号

○議長（三角 良人） 日程第6、議案第21号須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。田ノ上委員長。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第21号須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書79ページをお開きください。

提案理由として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、教育委員会の事務において、特定個人情報を取り扱うため、個人番号の独自利用及び特定個人情報の提供を可能とし、その他所要の整備を行うなど、当該条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

82ページ新旧対照表をごらんください。

さる12月議会において、町長部局の子ども、重度障害者、ひとり親家庭等の3医療に関する規定を定めたところです。今回の改正は、教育委員会部局に町長部局の特定個人情報の提供を可

能とすることを定めるもので、条例のタイトルに「及び特定個人情報の提供」という文言が追加されます。

第1条では、法の引用箇所の追加です。

第4条では、表記の見直しを行っております。

83ページです。

「第5条」を「第6条」とし、第4条の次に第5条として、「特定個人情報の提供に関する規定」を追加しております。それから、子どもの医療費助成の対象年齢拡大により、「乳幼児・子ども」の文言が「子ども」と改められたため、別表第1の1で「乳幼児」の文言を削っております。また、教育委員会部局の就学援助の実施に係る事務、私立幼稚園就園奨励費補助金交付に関する事務、特別支援学校通学費補助金交付に関する事務を今回追加しております。

84ページです。

別表第2では、先ほどの「乳幼児」の文言削除、別表第3は今回追加されたもので、先ほどの教育委員会部局の3事務の提供を定めております。

附則として、この条例は、平成28年4月1日から施行するものです。

討論として、マイナンバー制度を認めないから反対というものがありました。その際、討論のたびに議案の審査に關係のない、しかも事実の検証なき個人の主觀を述べる委員に対し、毎度同様の演説を長時間再三聞かせようとするのは、議事進行を妨げる上、同僚議員に対する敬意を欠く行為であるとの見地から注意を促しました。

基本的なことを申し上げますが、議案から連想すること全てが議案の審査に必要なことではありません。マイナンバー制度を制定したのは国会です。一地方自治体にて八つ当たりをされるのは迷惑です。見識を疑うものであり、また男らしくない。ともあれ、委員会議事の進行が停滞したことに対し、遺憾の思いを持つものです。

文教厚生委員会、賛成多数で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 先ほど委員長の発言ですが、国が決めたものを町自体はそのまま実行しなくちゃいけないと。それでは、この地方自治体の意味がないわけです。町民の財産と安心を守るために、町議会、町役場があるわけですから、町民の利益のために反対すると、そういうことは、これはあってしかるべきです。その見識が違うと言われますが、これは……。

○議長（三角 良人） あの、今、何の話してるかわかります。

○議員（1番 児玉 求） ええ、わかりますよ。

○議長（三角 良人） 議題は。

○議員（1番 児玉 求） はい、わかります。

○議長（三角 良人） その討論ですか。

○議員（1番 児玉 求） このマイナンバーが、この教育委員会で使われるということに関して、反対討論をしたわけでありますが、これは当然、役場としては国が決めた、法律で決まっております。しかし、自治体は独立してゐるわけですから地方自治体として、国とは別ですから。

国の下請け機関ではないちゅうことですよ。〔「違うよ」の声あり〕 何が違うんですか。

○議長（三角 良人） ちょっと待ってください。ちゃんと反対討論して。

○議員（1番 児玉 求） ですので、私はこのマイナンバー制度そのもの、また、この施行に対して、反対の表明をしとるわけでございます。

○議長（三角 良人） 討論あります。田ノ上議員。

○議員（6番 田ノ上 真） 報告をしたばかりで恐縮でございますが、賛成討論をさしていただきま

す。
賛成の立場での討論でございます。

本条例の制定なくしては、教育委員会に特定個人情報を提供することはできず、速やかな行政手続に支障を来たすことになります。マイナンバーは善悪という観点ではなく、既に実施されている国の制度であり、つくった制度をよりよく育てる段階です。我々基礎自治体の議員は、住民と直接向い合っている現場に立っています。行政の効率を上げ、住民サービスを向上させるために議論は行うべきです。

制度自体の正しいとか間違っているとか不毛な論争は町議の仕事ではない。よそでやればよい。よって、議案第21号に賛成です。

○議長（三角 良人） ほかに。——これにて討論を終結します。よって、議案第21号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第21号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第21号須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7. 議案第22号

○議長（三角 良人） 日程第7、議案第22号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第22号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書85ページでございます。

学校教育法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

87ページでございます。

早出、遅出勤務を請求できる育児を行う職員の規定で、「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」とあるのを「次に掲げる職員」と改め、第2号に「小学生」を追加するものです。小中一貫教育を行う新たな学校の種類の制度化、また特別支援学校の小学部の規定を明確化するため、「小学校それから義務教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって規則で定めるもの」とするものです。

86ページに戻っていただき、附則第1項で、施行期日、この条例は平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行するとなっております。第2項は経過措置となっております。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第22号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第22号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第22号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第23号

○議長（三角 良人） 日程第8、議案第23号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第23号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。議案書88ページでございます。

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令が施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。12月議会では、被保険者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律に伴うものでしたが、今回は地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令に伴うものでございます。

90ページ、新旧対照表をよろしくお願ひします。

ほかの法令による給付との調整。第5条第1項の表及び同条第2項の表中、掛け率0.86とあるのを0.88に改めるものでございます。

89ページに戻っていただき、附則第1項で施行期日、この条例は、平成28年4月1日から施行する。第2項は経過措置となっております。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決しております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第23号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第23号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第23号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9. 議案第24号

○議長（三角 良人） 日程第9、議案第24号須恵町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。田ノ上委員長。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第24号須恵町手数料条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書91ページをお開きください。

いわゆる番号法の施行に伴い、個人番号カードを利用して、住民票の写し、印鑑証明書、戸籍の謄抄本、戸籍の附票のコンビニ及び役場庁舎に設置される多機能端末機による交付が、平成28年4月1日から予定されております。

本議案は、今回の改正で通常窓口では、生活保護世帯、児童扶養手当等の申請、公用請求に適用されます免除規定を多機能端末機で交付を受ける場合は適用しない旨の規定の追加です。

93ページ、新旧対照表をごらんください。

改正前の第5条の次に第2項を加えるものです。

コンビニ交付について申し上げますと、現在の参加コンビニは全国で4万4,314店舗が利用可能です。サービス時間は、朝6時半から夜23時まで、土日も同じです。ただし、年末年始の12月29日から翌1月3日まで休業いたします。

個人番号カードは、地方公共団体情報システム機構で作成していますが、須恵町の申請者数は約1,200名です。そのうち、住民課に届いている個人番号カードは730枚、個人への交付が135枚という状況です。

質疑として、今回の改正の通知についてチラシ等で周知を徹底する考えはあるかとの問い合わせに、方策を考えていきたいとの回答でした。

また、印鑑登録カードとの関係についての質疑に対して、窓口交付では印鑑登録カードのみ使用する。機械による交付では、個人番号カードのみ使用するということです。それは、個人番号カードには4桁の暗証番号が登録されており、暗証番号を入力することで発行できる仕組みになっているとの回答でした。

文教厚生委員会、賛成多数で可決しました。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第24号について採決に入れます。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第24号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第24号須恵町手数料条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10. 議案第25号

○議長（三角 良人） 日程第10、議案第25号須恵町乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。田ノ上委員長。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第25号須恵町乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書94ページをお開きください。

提案理由として、子どもの医療費助成の対象年齢を拡大し、子育て家庭の経済的負担をより一層軽減するため、当該条例の一部を改正する必要が生じたことによります。

97ページ、新旧対照表をごらんください。

条例の表題より「乳幼児の文言」を除き、「須恵町子ども医療費の支給に関する条例」に改めます。この条例における子どもの定義は、第2条1号に規定されますが、改正前の12歳年度末の小学6年生までから、改正後は15歳年度末の中学生までに拡大されます。

2号は文言の整理。3号は児童の定義、おむね小学生をいいます。4号は生徒の定義、おむね中学生をいいます。

以下、改正前の「3号、4号」が改正後は「5号、6号」へと項ずれします。第3条は文言の整理。2項は、第2条1号子どもの定義へ吸収、第4条は置いて、第5条以下は文言の整理です。

戻って、第4条の医療費の支給ですが、整理して申し上げますと、中学生が通院時は変わらず、入院時に新たに助成対象となります。

入院自己負担額が日額500円まで、月額の上限を3,500円までとします。小学生は入院時の日額は変わらず、月額の上限が5,000円から3,500円までに負担減となります。あわせて通院時の医療費が新たに助成対象になります。自己負担額の上限が月に1,200円までとなります。3歳から小学生未満の乳幼児は、入院時は変わらず、通院時の負担が600円から800円へと200円の引き上げで改正されます。いずれも上限額を超える医療費は子ども医療が負担します。

福岡県の委員会資料から、通院の自己負担額を未就学児800円、小学生1,200円とした2対3の比率です。この自己負担額は、国の平均1,284円を基準にしています。これが健康保険の負担割合、未就学時2割、小学生以上3割に対応してバランスをとっていることが福岡県の資料に記載されています。

附則として、1、この条例は平成28年10月1日から施行し、同日以降に受ける医療に係る子ども医療費から適用する。

附則2、施行前においても第2条2号イの乳幼児、第3号の児童、第4号の生徒に係る子ども医療費の受給資格の認定を行い、子ども医療証を交付することができる。

この改正により、町にどの程度の負担がかかるかという質疑がありました。回答は当初予算ベースで1,140万円の増であり、これは年度途中の10月施行での試算であり、年間通すとその3倍というものでした。県補助金との関係はとの質疑に、2分の1の補助率であり、県補助金を除いた町負担額は年間1,700万円ほどの試算である旨回答がありました。

文教厚生委員会、全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第25号について採決に入れます。本案に対する委

員長の報告は可決です。よって、議案第25号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第25号須恵町乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。
ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を11時10分といいたします。休憩に入ります。

午前11時00分休憩

午前11時09分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11. 議案第26号

○議長（三角 良人） 日程第11、議案第26号須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。田ノ上委員長。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第26号須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書102ページをお開きください。

提案理由として、先ほどの議案第25号須恵町乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の提出に伴い、さらなる福祉の増進を図るため、当該条例の一部を改正する必要が生じたことによります。

107ページ、新旧対照表をごらんください。

入院の場合、改正前、日額500円、月額5,000円を上限としていたものを、改正後は子ども医療費の改正にあわせ、小学生までは月額3,500円を上限とするものです。ほかは用語の整理等の改正でございます。

104ページ、附則として、この条例は、平成28年10月1日から施行する。

対象者の人数について質疑があり、小学生8人、未就学児11人との回答でした。

文教厚生委員会、全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあり

ませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第26号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第26号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第26号須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12. 議案第27号

○議長（三角 良人） 日程第12、議案第27号須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。田ノ上委員長。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第27号須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書110ページをお開きください。

提案理由として、福岡県ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例準則の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたことによります。

111ページ、第3条第2項中「を超える」の文言を「以上である」に改めるものです。

112ページから113ページの新旧対照表のとおりでございます。この医療費の対象者には所得制限があります。これまで基準の金額を超える場合を対象外、つまり所得が多いと認められるので支給しないとしていました。この「超える」の文言を「以上」に改めるものでございます。基準となる金額ですが、扶養人数ゼロ人で所得236万円以上が対象外、1人で所得274万円、2人で312万円が所得制限の額です。

111ページ、附則として、この条例は平成28年10月1日から施行する。

対象者の人数について質疑がありました。この改正で対象となるのは現在0人の回答でした。これは、「超える」と「以上」の実質1円の差であることから、該当者がないものでございます。

文教厚生委員会、全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第27号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第27号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

方は起立願います。

[起立全員]

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第27号須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13. 議案第28号

○議長（三角 良人） 日程第13、議案第28号須恵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第28号須恵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書114ページでございます。

各家庭から排出される家庭系ごみ及び資源物の持ち去りを未然に防止する必要が生じているため、当該条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

116ページでございます。新旧対照表をよろしくお願いします。

改正後、第7条の次に第7条の2を加えるもので、第1項では、収集場所に出された家庭系ごみについて、町及び町が委託した者以外の収集、運搬の禁止。

第2項では、集団回収を実施する団体等が収集する目的で、収集場所に出された資源物について、譲渡する契約をした者以外の収集、運搬の禁止。

第3項では、違反した者に対して、収集の中止、その他必要な措置を命ずることができることを定めています。

また、第14条の次に第15条、第16条を加えるもので、第15条では、違反者に対する5万円以下の過料、第16条では直接違反者のほか、その業務主体の法人についても同様の過料に処することを定めております。

115ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

質疑でございますが、過料とは何かの質疑に対しまして、過料とは刑事罰ではなく行政罰を示すものであるとのことであります。家庭から出す一般のごみ収集所も該当するのかの質疑に対しまして、該当するとのことです。また、条例の整備のほかに監視体制については、回収業者とわかるようシールを張ることや監視カメラの設置等の対策をとったらどうかの意見が出されております。

参考といたしまして、役場のリサイクルボックスの売上収入でございますが、平成24年度、

約250万円、平成25年度、約310万円、平成26年度、約370万円でございます。また、各小学校のリサイクルボックスの収入は、PTAの収入になるとのことでございました。

採決の結果、委員会全員賛成で可決しております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第28号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第28号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第28号須恵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14. 議案第29号

日程第15. 議案第30号

日程第16. 議案第31号

日程第17. 議案第32号

日程第18. 議案第33号

日程第19. 議案第34号

○議長（三角 良人） 日程第14、議案第29号平成28年度須恵町一般会計予算の提出について、日程第15、議案第30号平成28年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、日程第16、議案第31号平成28年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、日程第17、議案第32号平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について、日程第18、議案第33号平成28年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について、日程第19、議案第34号平成28年度須恵町水道事業会計予算の提出について、以上、6議案を一括議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。今村委員長。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 予算審査特別委員会に付託を受けておりました議案第29号平成28年度須恵町一般会計予算から議案第34号須恵町水道事業会計予算までの6議案についての審査の結果と経過の報告をいたします。

審査は3月11日、14日、16日の計3日間で行いました。それでは、議案別に報告をいたします。

議案第29号平成28年度須恵町一般会計予算について、予算書1ページです。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ90億6,000万円と定める。2項、予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債。

第2条、地方債は「第2表地方債」による。

第3条、債務負担行為は「第3表債務負担行為」による。

第4条、一時借入金の借り入れの最高額は6億円と定める。

第5条、歳出予算の流用について、各項に計上した給料、職員手当及び共済費にかかる予算額に過不足が生じた場合における同一款内での流用ができる。

8ページ、第2表地方債です。

起債の目的、臨時財政対策債、限度額3億1,000万円、アザレア幼児園建設事業債、2億2,890万円、一般会計出資債300万円、道路改良事業債8,000万円、以下起債の方法、利率、償還の方法は従前のとおりです。

9ページ、第3表債務負担行為です。

事項、行政評価実施業務委託、期間、平成28年度から平成30年度まで830万円を設定します。一般会計歳入歳出予算の総額90億6,000万円は、対前年度比6億9,000万円の増額、8.2%の増で、初めて90億円を超える過去最高の予算となりました。

歳入では、1款町税27億3,804万4,000円で前年比1億3,872万7,000円、5.3%の増で歳入全体の30.2%。

6款地方消費税交付金5億500万円は1億2,500万円、前年比32.9%増で歳入の5.6%。

9款地方交付税20億9,400万円は2,192万2,000円、1%減で歳入の25.3%。

13款国庫支出金11億7,349万1,000円は1億9,596万6,000円、10%の増で歳入の13%。

14款県支出金5億1,803万7,000円は2,049万円、4.1%の増で歳入の5.7%。

17款繰入金は歳入の6.2%で財源収支の不足額の5億6,000万5,000円、44万円増を財政調整基金から繰り入れ予定です。

19款諸収入2億2,296万3,000円は1億1,960万2,000円の増でプレミアム商品券の販売収入などを計上。

20款町債6億2,190万円は2,800万円、歳入の6.9%の増です。このうち、臨時財政対策債は6,000円の減。アザレア幼児園建設事業起債2億2,890万円の増。道路改良事業債は1,040万円の増です。歳入の自主財源は全体の43.9%で、依存財源は56.1%です。

歳出では、2款総務費10億6,821万6,000円は、プレミアム商品券の販売事業の増で1億602万5,000円、11%の増、歳出全体の11.8%で、選舉費では参議院選挙1,200万円を計上。

3款民生費37億8,813万円は6億8,950万5,000円、22.3%の増で歳出の41.8%。国民健康保険特別会計への繰出金が4億5,020万5,000円、2,820万5,000円の増で赤字繰り出しを2億円計上。老人医療対策費3億4,603万1,000円は後期高齢者医療特別会計繰出金と医療療養給付費負担金を合わせて881万9,000円の増。介護保険広域連合負担金2億9,515万3,000円は668万7,000円の増。児童手当6億1,860万円は2,940万円の増。昨年に引き続き実施される臨時福祉給付金給付事業は2億1,540万6,000円の増。アザレア幼稚園建設事業費に3億1,194万7,000円の計上。

4款衛生費10億9,042万4,000円は1,013万3,000円、0.9%減で歳出の12%、3町清掃施設管理運営費は負担金5億2,512万9,000円で72万3,000円の増です。

6款農林水産業費1億6,797万1,000円は31%、541万円の減で歳出の1.9%。農業費で農業集落特別会計への繰出金は4,607万8,000円、321万6,000円の減。

8款土木費7億8,313万1,000円は3.7%、2,815万8,000円の増で歳出の8.6%。道路橋梁費の道路新設改良費2億4,146万7,000円は社会資本整備総合交付金を充当して道路改良工事の事業料を増額しているため3,816万7,000円の増。公共下水道事業特別会計への繰出金は2億9,870万1,000円で2,160万円の減。

9款消防費3億3,835万円で粕屋南部消防組合負担金は2億7,400万円、37万8,000円の減。

10款教育費10億7,628万1,000円は11.2%、1億3,575万3,000円の減で歳出の11.9%。昨年度当初予算に計上の須恵東中学校大規模改造工事が27年度の補正予算に回ったため減っています。不登校児童生徒支援事業費1,200万7,000円。須恵中学校校舎外壁改修事業費1億350万円。文化会館空調更新工事請負費4,908万6,000円を計上。

12款公債費5億9,983万4,000円は4.8%、2,742万9,000円の増で歳出の6.6%。当初予算計上の財政調整基金からの取り崩しは5億6,000万円です。

主な質疑等では、歳入では13款国庫支出金で、大腸がん検診対象者の減について。

歳出では、1款議会費において、議会広報200号特別号の金額について。

2款総務費において、コミュニティバスの65歳以上の無料化について。リフォーム付プレミ

アム商品券交付については、昨年販売終了後の問い合わせ、売れ残る可能性、LED設置、エアコン設置などまでへの商品券使用の拡大。プレミアム商品券とリフォーム付プレミアム商品券との金額入れかえの可能性等について。ふるさと応援寄附金と寄附記念品との差額について。新成人者選挙啓発記念品について。

3款民生費において、健康福祉課での公用車購入費について。学童保育所の受け入れについて。保育士の人事費、待遇等について。アザレア幼稚園のわくわくルーム跡地利用について。アザレア幼稚園開園に向けての保育士確保について、今後の保育所等の待機児童対策について。

5款衛生費において、福岡魚津処理対策協議会負担金について。空き家対策交渉旅費について。

6款農林水産費において、堆肥センター屋根等補修の予算について。ため池管理委託料について。

8款土木費において、県道の側溝のふた設置、草刈り、木の伐採等について。町営河川しゅんせつ工事請負費について。

9款消防費において、地方防災計画策定業務委託料の変更予定の内容について。消防自動車積載車検査料について。公共施設のAEDの入れかえ分設置場所等について。

10款教育費において、スクールカウンセラー、スクール・ソーシャル・ワーカーの相談件数について、不登校児童生徒支援事業やまももルームについて、運動公園多目的広場の芝の管理等について、カルチャーセンターの使用の状況について、文化会館の椅子の張りかえ数についての質疑がありました。

意見として、プレミアム商品券の販売事業については、商工会などの販売先との連携を密にし、販売方法、金額等をしっかりと話し合い、町民が幅広く使用でき喜ばれるよう、よりよい企画にしてほしいとの意見がありました。

討論において、マイナンバーの国の制度自体に反対のため、議案29号に反対しますとの反対討論とマイナンバー制度は国自体の制度であり、予算においては的確に計上されているので賛成しますとの賛成討論がありました。

議案第30号平成28年度須恵町国民健康保険特別会計予算について、特別会計予算書1ページをお開きください。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ37億7,300万円とするものです。前年度比1億200万円の減額で2.6%の減となりました。減額の要因としては、国保の被保険者数が6,785人から2月末で6,825人と221人3.3%減少したことによるものです。2項予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算による。

歳入では、1款国民健康保険税5億1,960万2,000円、前年度比1.3%の減で予算の13.8%を占めます。

3款国庫支出金7億9,909万6,000円、1.8%の増で予算の21.2%。

4款療養給付費交付金9,970万1,000円、37.6%の減で、退職者医療制度が平成26年で終了しているため、新規加入なしで今後も減少していくことになります。

5款前期高齢者交付金8億6,102万7,000円、10.4%の減で予算の22.8%。

6款県支出金2億7,468万4,000円、52.5%、9,457万円の増。県補助金で高額医療費の県負担金を財政調整交付金に歳入する制度が創設されたことによるものです。

7款共同事業交付金7億6,795万6,000円、8.6%の減ですが、予算の20.4%。

8款繰入金4億5,020万5,000円、6.7%の増で平成27年度からの国保改革の一貫として、保険基盤安定繰入金の保険者支援分の補助が大幅に拡大されたことによるものです。一般会計繰入金2億円。

歳出では、1款総務費4,184万1,000円、3.6%の増で、主なものは人件費レセプト点検委託料です。

2款保険給付費23億1,469万7,000円、3.7%の減で予算の61.3%。減少傾向にある被保険者数にあわせた予算計上です。

3款後期高齢者支援金等3億7,594万5,000円。

6款介護納付金1億2,431万1,000円。

7款共同事業拠出金8億8,468万5,000円、2.2%の増で予算の23.4%。

2款保険給付費と7款共同事業拠出金で歳出予算の8割を占めます。

8款1項特定健康診査等事業費2,350万4,000円、14%の減。

審議中、所得別、年代別の国保加入者の数について、短期証を出している件数、資格喪失の件数について、ジェネリック医薬品切替促進通知作成業務委託料の委託業務内容についての質疑がありました。

討論では、制度そのものに反対であることから、議案30号に反対しますとの反対討論がありました。

議案第31号平成28年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、特別会計予算書51ページです。

歳入歳出の予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億8,100万円と定める。前年比2.4%、700万円の減額です。第2項予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

歳入では、1款後期高齢者医療保険料1億9,920万円は前年比5.1%の減額。

3款繰入金8,174万2,000円は、人件費を含む事務費繰入金と保険料軽減分の繰入金に相当する保険基盤安定繰入金が計上されており4.8%の増額。

歳出では、1款総務費734万8,000円は、職員1人分の人物費が主なもので前年比12.1%の増額。

2款後期高齢者医療広域連合納付金2億7,215万1,000円は2.7%の減額。

3款諸支出金105万1,000円です。

討論において、保険料については毎年上がっていました。今回は下がっていますが、今後上がる可能性もあり、制度自体に反対であるため、議案31号に対して反対しますとの反対討論がありました。

議案第32号平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について、特別会計予算書79ページです。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ11億7,800万円と定める。2項予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債。第2条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第2表地方債による。

83ページ、第2表地方債です。起債の目的、下水道事業債多々良川流域下水道建設費負担金分、限度額3,390万円。多々良川流域関連公共下水道分2億9,400万円、資本費平準化債公共下水道分7,470万円。資本費平準化債流域下水道分2,570万円。特別措置分4,520万円です。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

歳入では、1款分担金及び負担金で、公共下水道事業費負担金1,426万7,000円は供用開始面積の減により前年比511万6,000円減で26.4%の減。

2款使用料及び手数料で、下水道使用料2億3,394万3,000円は前年度実績による増と学校及び集合住宅等の使用開始を見込んで1,381万1,000円、6.3%の増。

3款国庫支出金で、下水道国庫補助金1億2,300万円は、管渠築造工事の減により2,400万円の減で16.3%の減。

5款繰入金で、一般会計繰入金2億9,870万1,000円は2,160万円の減で6.7%の減。下水道施設整備基金繰入金3,158万1,000円は450万5,000円、16.6%の増で平成24年度から27年度までの基金積立を当該年度の28年度に繰り入れます。

7款諸収入300万6,000円。

8款町債で下水道事業債4億7,350万円は第2表地方債分で資本費平準化債の増により340万円、0.7%の増です。

歳出では、1款総務費1億9,243万8,000円は、汚水処理量の増に伴う維持管理負担金の増により896万2,000円、3.4%の増。

2款下水道事業費5億3,347万5,000円は、事業許可設計業務委託料の減。工事請負費

の管渠築造工事請負費の減により 4,770万3,000円の減、8.2%の減です。下水道維持管理費1,686万円。

3款公債費4億5,090万2,000円は、償還元金の増により1,236万3,000円2.8%の増です。

議案第33号平成28年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について、特別会計予算書115ページです。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,700万円と定める。第2項予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債。第2条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第2表地方債による。

119ページ、第2表地方債。起債の目的、下水道事業債、資本費平準化債、限度額2,350万円。起債の方法、利率、償還の方法は従来どおりです。

歳入では、2款使用料及び手数料で下水道使用料741万2,000円、前年度実績による増を見込んで91万6,000円、14.1%の増。

3款繰入金は、一般会計繰入金4,607万8,000円で321万6,000円の減6.5%の減。

6款町債は下水道事業債2,350万円で130万円5.9%の増額です。

歳出では、2款農業集落排水事業費1,375万8,000円は、処理施設2カ所の植木剪定委託料の減により35万円の減2.5%の減です。

3款公債費6,137万2,000円、133万円の減2.1%の減です。

議案第34号平成28年度須恵町水道事業会計予算の提出について、別冊水道事業会計予算書の1ページです。

第1条予算は次に定めるところによる。

第2条業務の予定量は、1、給水戸数1万281戸、前年比2.2%の増。2、年間総給水量264万8,781立方メートル、1.8%の増。3、年間有水水量247万3,962立方メートル、0.9%の増。4、1日平均給水量7,256立方メートル、1.8%の増。5、建設改良事業費2億4,475万1,000円、7.8%の減、配水施設、浄水施設改良事業の減によるものです。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入、第1款水道事業収益6億1,630万9,000円でわずかに減です。第1項営業収益5億9,536万2,000円。その他営業収益の手数料で給水申し込み加入金を月12戸で見込んでいます。

第2項営業外収益2,094万7,000円。長期前受金戻り入れの2,064万6,000円の収益過については、新会計基準に伴う減価償却資産の増加分に対応した帳簿上だけの利益となり、現金収入は伴いません。

支出。第1款水道事業費5億8,124万4,000円、1.4%の減。第1項営業費用5億4,693万4,000円。原水及び浄水費2億5,724万5,000円で684万6,000円の減。

主なものは委託料及び材料費で第2浄水場の砂代の減です。減価償却費1億5,939万9,000円は、機械及び装置の減価償却の減による104万円の減額です。第2項営業外費用3,321万円。第3項特別損失10万円。第4項予備費100万円。

2ページ、資本的収入及び支出。

第4条資本的収入及び支出の予定額は資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,018万5,000円は損益勘定留保資金で補てんする。

収入。第1款資本的収入1億5,220万4,000円、前年比1.5%の増です。

主なものは1項1目負担金4,000万円は下水道工事に伴う負担金の減により1,000万円の減。企業債7,480万円は配水管改良に伴う企業債の増により820万円の増。

3款国庫補助金3,740万4,000円は緊急時用連絡管に伴う国庫補助金の増により410万4,000円の増です。

支出、第1款資本的支出3億2,238万9,000円、5%の減です。第1項改良費2億4,475万1,000円。主なものは配水管改良費2億3,900万円で佐谷・立毛地区、測量測定業務委託料の減により1,340万円の減額です。第2項企業債償還金7,763万8,000円。

第5条企業債。起債の目的、水道事業債、限度額7,480万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

3ページ、第6条議会の議決を経なければ流用することができない経費、1、職員給与費9,517万2,000円、人事異動のため0.6%の増額です。2、交際費10万円。

第7条棚卸資産の購入限度額は600万円と定める。

審議中、人口増に伴う給水収益が上がっているが、大型店の進出に伴う増が若干にとどまっていることについて。大型店の水利用の減は、井戸使用による影響があるのかとの質疑がありました。

以上、6議案を一括して審査した結果、議案第29号、30号、31号の3議案は賛成多数により可決としています。議案32号から34号までの3議案は全員賛成で可決としています。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑はあります

せんか。——質疑なしと認めます。よって、これより議案第29号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第29号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第29号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第29号平成28年度須恵町一般会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第30号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第30号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第30号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第30号平成28年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第31号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第31号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第31号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第31号平成28年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第32号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第32号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第32号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第32号平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第33号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第33号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第33号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第33号平成28年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第34号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よつ

て、議案第34号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第34号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第34号平成28年度須恵町水道事業会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（三角 良人） 日程第20、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長より会議規則第70条の規定により、次のとおり閉会中の継続調査の申し出があつております。議会運営委員会より議会運営について、総務建設産業委員会より町森林整備計画について、文教厚生委員会より所管課の新事業計画について。

お諮りします。各委員長申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定しました。

次にお諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正是議長に委任していただくことに決定いたしました。

○議長（三角 良人） 以上で、本日の議事日程は全て終了しましたが、ここで町村議会広報全国表彰の伝達式を行います。

町村議会広報全国コンクール、表紙写真の部、金賞。広報委員長、今村桂子委員長。

表彰状、表紙写真賞、金賞、福岡県須恵町議会殿。貴議会広報誌は、第30回町村議会広報全国コンクールにおいて頭書の成績を認められました。よってここにこれを表彰します。平成28年2月5日、全国町村議會議長会会长、飯田徳昭。代読。おめでとうございました。（拍手）

以上で、3月議会の全日程を終了しました。本会議終了後、広報特別委員会を開催しますので、委員の方は第3委員会室に御集合願います。また、3月31日をもって退職される職員の御挨拶をお願いしたいと思いますので、閉会後そのまま自席にてお待ちいただきたいと思います。

会議を閉じます。平成28年第1回須恵町議会定例会を閉会します。

午前11時57分閉会
